FAX974-6764 **3**973-3202

国民健康保険課

できません。 が全額自己負担となり後で払い戻しも 年3月31日となっています。有効期限が 診療所等で治療を受けるとき、医療費 過ぎてしまうと、4月1日以降病院や 保険者証(保険証)の有効期限は平成20 在お持ちになっている国民健康保険被 うるま市の国民健康保険加入者が現

平成20年3月3日までには被保険

者証の切り替えをしましょう!!

から行います。 窓口切り替えは平成20年3月3日(月)

の委任状が必要となります。 理人が切り替えする場合は世帯主から 許証等)をお持ちになってください。代 窓口切り替えの際は身分証(運転免

舎どちらでもできます (本庁·石川庁舎·勝連庁舎·与那城庁

保険証の切替が済んでも・・・

降からの使用となります。平成21年3 月31日までは今お持ちの保険証を使用 してください。 新しい保険証は平成20年4月1日以

※有効期限の過ぎた保険証は、平成20 年4月1日以降に各自で破棄してく

> 国民健康保険法の一部改正により、保険 証の有効期限が世帯ごとで変わります。

保険証の有効期限が変わる世帯

①平成22年4月2日~平成21年3月 世帯。(後期高齢者医療制度へ移行 る人は65歳以上)になる人がいる 31日までに75歳(二定の障がいがあ

②平成20年4月2日~平成21年3月 保険者等がいる世帯。 31日までに65歳以上になる退職被

お持ちになって国民健康保険課にて手 手続は①②に該当する世帯の場合は有 続を行ってください。 更新ができますので、保険証と身分証を 効期限が切れるーか月前から保険証の なお、保険証の有効期限に伴う更新

※世帯全員が後期高齢者医療制度へ移 りません。 行する世帯は更新手続きの必要はあ

※保険税に未納がある世帯も有効期限 法で行ってください。 きは窓口でお約束している通りの方 が世帯ごとに変わりますが、更新手続



所得の申告をしていないと・・・

●保険税が適切に課税(計算)されず 軽減判定も行えません。

▶高額療養費等の支給額にも影響しま ਰ੍ਰ

在に住所がある市区町村で申告してく 所得の申告がまだの方は、1月1日現



うるま市国民健康保険の ージ指圧施術利用券』の交付対 **家者の変更についてお知らせ** 「はり、きゅう、あん摩、マッサ

で一定の障害のある方を含む)の方は る「沖縄県後期高齢者広域連合」が の運営は沖縄県内全市町村が加入す 期高齢者医療制度」に加入すること 現在加入されている国民健康保険や で一定の障害のある方を含む)の方は 利用券の交付対象外となります。 20年4月以降は75歳以上(65歳以上 行うことになっていることから平成 が決まっております。新しい医療制度 社会保険などから離れ、独立した「後 より、75歳以上の高齢者(65歳以上 平成20年4月から医療制度改正に

利用券の内容

※現在、病院で治療中の方は申請で 間で1人12枚。ただし、継続治療を て1枚あたり800円の助成で1年 書に基づき年間24枚を限度とする。 必要とする場合は、施術担当者意見 ま市国民健康保険の被保険者に対し より医師の診断を受けた方で、うる 末しょう神経疾患、運動器疾患に

※利用券はうるま市内の国保が指定 h した施術院以外では利用できませ

きません。